

## 山梨県国家資格等取得応援給付金事業支給要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講に際して、その期間中の生活の不安を解消し、資格取得を容易にするため、山梨県又は県内の市において高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律129号。以下「法」という。 )第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下同じ。 )を受け修業する者のうち、3年以上の修業期間を要する者に対し「山梨県国家資格等取得応援給付金」（以下「応援給付金」という。 )を給付することを目的とする。

### (対象者)

第2条 応援給付金の対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件の全てを満たす山梨県に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。 ）とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること（これと同等の所得水準とみなすことが適当であると認められるものを含む）。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として第3に定める資格（以下「対象資格」という。 ）を取得するため、養成機関において36月を超えるカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 本事業の支給申請の前に、高等職業訓練促進給付金を36月受給した者であること。
- (5) 平成25年4月1日以後に修業を開始した者であること。

### (対象資格)

第3条 対象資格は、次に掲げる資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 理学療法士
- (3) 作業療法士
- (4) 歯科衛生士
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、これらに準じ知事が地域の実情に応じて定める資格

### (支給期間等)

第4条 支給期間等は、次のとおりとする。

- (1) 応援給付金の支給期間は、高等職業訓練促進給付金の支給期間終了後、第3条の対象資格の取得のために通常必要な修業期間とする。
- (2) 応援給付金の支給は、月を単位とし、申請があった日の属する月から、支給す

べき事由が消滅した日の属する月（消滅した日が月の初日の場合は、前月）までとする。

（支給額等）

第5条 支給額等は、次のとおりとする。

(1) 応援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が応援給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該応援給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、並びに応援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）

月額10万円

イ アに掲げる者以外の者 月額7万500円

(2) 応援給付金は、原則として、一度受給した者には支給しないものとする。

(3) 応援給付金は、修学した当月分を翌月末日までに申請者の指定する申請者の口座に振り込むものとする。

(4) 本要綱に定める諸手続が、複数年にわたる場合は、支給すべき応援給付金の年度区分は原則として3月分までを当該年度の支給対象とする。

（事前相談の実施）

第6条 保健福祉事務所は、管轄内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父が、応援給付金の支給を希望する場合は、次の事項を考慮して事前相談を実施する。

(1) 養成機関において36月を超えるカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金の支給期間終了後（修業開始から4年目以降）においても別に同様な給付金制度があることを周知するなど受給希望者の事前把握に努めること。

- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得の意欲、能力、資格取得の見込み等を的確に把握し、審査すること。
- (3) 本事業は給付金の支給により生活の経済的負担の軽減を図り資格取得を容易にするものであることから、プライバシーに配慮して生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。

(支給の申請に関する手続及び決定)

第7条 支給の申請等については、次のとおりとする。

(1) 支給の申請

応援給付金の支給を受けようとする者は、山梨県国家資格等取得応援給付金支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)を居住地を管轄する保健福祉事務所へ提出するものとする。

(2) 支給申請書の添付書類

支給申請には、次の書類を添付しなければならない。

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様式第9号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 当該対象者が、寡婦等のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

エ 第5条(1)アに掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第5条(1)アに掲げる者に該当することを証明する書類(当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)

オ 入校(入所)証明書

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類(学生証の写し可)。

カ その他必要書類

修業している養成機関の概要書(修業年限、取得必要単位等が明らかになるもの。既に高等職業訓練促進給付金申請に当たり提出した書類の写しでも可とする。)

(3) 支給の決定

保健福祉事務所は、支給申請書を受理した場合は、支給要件の審査を行い、速やかに、支給の可否を決定し、遅滞なく、山梨県国家資格等取得応援給付金支給決定通知書(第2号様式)又は山梨県国家資格等取得応援給付金不支給決定通知書(第3号様式)により、その旨を支給申請者に対し通知しなければならない。

(4) 支給要件の審査方法

支給要件の審査に当たっては、山梨県母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に規定する審査会を応援給付金の審査会として兼ねることとし、その緊急性や必要性について考慮して判定する。

なお、必要に応じて、有識者や就業関係者等の専門家、母子・父子自立支援員等を参加させるなどして審査会を開催するものとする。

(修業期間中の受給者の状況)

第8条 修業中の受給者の在籍状況等については、次のとおりとする。

(1) 修業期間中の在籍状況の確認等

ア 保健福祉事務所は、応援給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に対し、必要に応じて市に協力を求め、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めるものとする。

イ 保健福祉事務所は、受給者に対し、アの他、応援給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。

ウ 受給者は、支給の対象となる修業期間が終了した場合は、山梨県国家資格等取得応援給付金支給対象資格修業終了報告書(第4号様式)を、修了日から1ヶ月以内に居住地を管轄する保健福祉事務所へ提出するものとする。

(2) 受給資格喪失の届出等

ア 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、修業の取りやめ等により支給要件に該当しなくなったときは、山梨県国家資格等取得応援給付金受給資格喪失届(第5号様式)を、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、居住地を管轄する保健福祉事務所へ提出するものとする。

イ 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、山梨県国家資格等取得応援給付金支給変更届(第6号様式)を、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、居住地を管轄する保健福祉事務所へ提出するものとする。

ウ 保健福祉事務所は、事前相談や支給決定通知に際し、対象者に対して、ア及びイの事項について周知するものとする。

(支給決定の取り消し等)

第9条 支給決定後の受給者への通知は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉事務所は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、山梨県国家資格等取得応援給付金支給決定取消通知書（第7号様式）によりその旨を当該受給者に通知しなければならない。
- (2) 保健福祉事務所は、応援給付金の支給金額に変更があったときは、山梨県国家資格等資格取得応援給付金支給金額変更決定通知書（第8号様式）により、その旨を当該受給者に通知しなければならない。

(給付金の返還)

第10条 保健福祉事務所は、当該ひとり親家庭の親が偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けたとき、又は支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を受給者から返還させるものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 保健福祉事務所は、資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図り、事業の周知や受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月10日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年12月28日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

## 山梨県国家資格等取得応援給付金事業支給要領

この要領は、山梨県国家資格等取得応援給付金事業支給要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 要綱第2条(1)の同等の所得水準

(1) 児童扶養手当の認定請求を行っていない場合は、次により確認を行うこと。

ア 所得額（児童扶養手当制度の所得制限による確認）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであるか。

(2) 認定請求を行い資格者となっているが扶養義務者の所得制限により支給停止になっている者の所得の確認を行うこと。

(3) 要綱により支給された国家資格等取得応援給付金（以下「応援給付金」という。）については、所得額に含めない取扱いとするので、所得の確認の上で留意すること。

これと同等の所得水準とみなすことが適当であると認められるものとは、応援給付金に係る所得がないものとした場合に算出した所得が同等水準であるものをいう。

### 2 支給の方法

口座払いとする。

### 3 要綱第8条の在籍状況等

養成機関の就学期を確認の上、おおむね四半期ごとに文書（在学証明書等）により報告を求めることとし、報告のない場合は、受給者に対し1ヶ月を限度として口頭により連絡・確認をとることとし、確認のとれない場合は翌月以降の応援給付金の支給を停止するものとする。なお、確認がとれた時点で支給停止を解除し、直近の支払い月に停止分の応援給付金を支給するものとする。

夏期休暇等年間の教育課程に組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については、応援給付金を支給しないこととする。

### 4 予算の確認等

応援給付金の支給の決定には予算の確保が必要であるため、保健福祉事務所は要綱第7条(2)により審査する際、子育て支援課に支給可能額を確認するとともに、支給の決定を行った場合は、当該月に決定したものについて、当該月末までに山梨県国家資格等取得応援給付金予定額状況書（第1号様式）を提出することとする。

### 5 就業状況の把握

保健福祉事務所は、要綱第8条(1)による確認を行い、修業が終了した者について、必要に応じて市に協力を求め、その後の就業状況を把握することとする。

### 6 支給に係る留意事項について

(1) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓

練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付制度における教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、応援給付金の支給対象とならないこと。

(2) 過去に応援給付金の給付を受けた者には支給しないこととするため、支給要件の審査に当たっては、過去の受給の有無について確認すること。

(3) 保健福祉事務所は応援給付金の支給を受けている対象者及び支給期間の上限を超えて修業を継続している者の在籍、単位の修得、進級、修了、資格取得、就職等の状況の把握に努めること。

(4) 応援給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、次のとおりとすること。

ア 応援給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、応援給付金を支給しないこと。

イ 休学した者が復学した場合には、支給資格等の支給要件を確認の上、応援給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により応援給付金を支給しなかった期間は、「修業する期間」に含めないものとする。

(5) 応援給付金の支給を受けて養成期間に修業している者が単位の不足等により、進級できなかったときの扱いについては、次のとおりとすること。

ア 再度原級にとどまる年については、応援給付金を支給しないものとする。

イ 進級できなかった者が、上位学年に進級した場合には、支給資格等の支給要件を確認の上、応援給付金の支給を再開するものとする。この場合において、原級にとどまることにより応援給付金を支給しなかった期間は、「修業する期間」に含めないものとする。

(6) 通信教育によるものは、通学制を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限ること。

#### 附 則

この要領は平成27年7月3日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成28年10月1日から施行する。